

平成23年度の保険料の軽減措置について

均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成22年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額になります。
 ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。
 軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

被用者保険 の被扶養者であった方

被用者保険 の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

被用者保険 ... 協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

保険料のお支払いが難しいとき

役場町民課では、保険料に関する相談を受け付けています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

保険料のお支払いを年金天引き振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される方は町民課医療年金係にお問い合わせください。

建設・産業課からのお知らせ

山地災害、林道災害にご注意を！

梅雨、台風などに伴う大雨・長雨時は、山林の地盤が不安定になっています。災害から身を守るには、その前ぶれを知り、日頃から十分に備えることが大切です。

- ・山から小石がバラバラと落ちてきた場合
- ・河川が急に濁りだしたり、流木が混ざり始めた場合
- ・雨が降っているのに、河川の水位が減り始めた場合
- ・山から聞き慣れない音が聞こえた場合

また、林道の利用については、落石や崩土等が発生する恐れがあります。林道の通行は避け、安全と思われる道路を利用しましょう。



農地・農業用施設の所有者、管理者(受益者)の皆様へ

今年も梅雨、台風などに伴う集中豪雨、洪水による災害発生を懸念する時期となりました。特に農地・農業用施設(用水路、排水路、ため池、頭首工、ポンプ場等)の災害は、農業経営の不安定、農地の荒廃を招く要因となります。また、被害が人命、家屋等に及ぶ恐れがあることから、次のような災害防止対策に努めてください。

常に気象情報に注意し、農地・農業用施設の巡回、点検を行ってください。

定期的に、農地・農業用施設の整備、補強を行ってください。

常日頃から洪水時に備え、農業用施設の堆積土砂、流木および浮遊物等の除去を行ってください。

洪水調整として、水田が一時的に降雨を貯留出来るよう努めてください。

施設の見回り等においても、人命が最優先です。安全を確認してから行ってください。